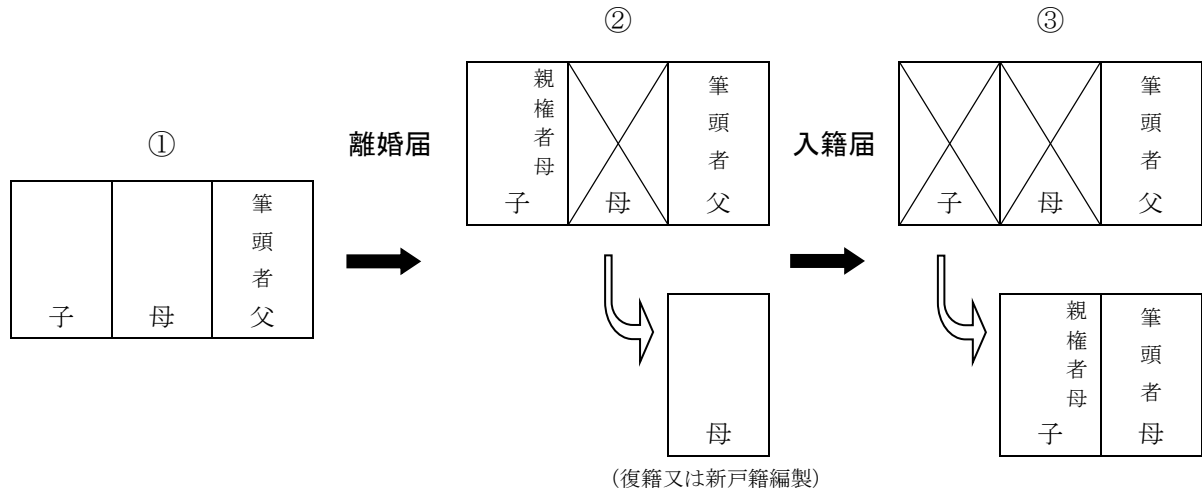


入 籍 届 の 説 明 (父母離婚に伴って)

以下の説明は、離婚の際の戸籍筆頭者が父であり、親権者を母とした場合に、子を母の戸籍に入籍させる手続の説明です。

- ◎ ご両親の離婚の際に母を親権者としても、お子さまは父の戸籍に入ったままで変動しません。
(図①、②)
- ◎ お子さまを母の戸籍に入れるには、入籍届(氏変更)の手続き(図③)が必要です。



【手続きの流れ】

1 家庭裁判所に父の氏から母の氏への変更許可の申立て

- (1) 申立て先…お子さまの住所地を管轄する家庭裁判所
- (2) 申 立 人…お子さまが 15 歳以上の場合は、本人
15 歳未満の場合にはお子さまの法定代理人(親権者母)
- (3) 提出書類… 申立書
離婚後のお子さまの載った戸籍謄本(1通) } 離婚後から申立時までに
離婚後の母の戸籍謄本(1通) } 作成されたすべての戸籍謄本

なお、児童扶養手当など、ひとり親家庭を支援するための制度をこれから申請される方は、上記とは別に戸籍謄本が必要になります。詳しくは住所地の役所・役場にご確認ください。
(八王子市の場合…子ども家庭部子育て支援課 TEL 620-7368)

2 家庭裁判所での審査

3 家庭裁判所の審判…許可になった場合、母の氏への変更の許可審判書の謄本が発行されます。

4 市役所へ入籍届出

- 提出書類 (1) 入籍届 入籍するお子さまが
 - ・ 15 歳以上の場合は、本人が署名押印
 - ・ 15 歳未満の場合は、法定代理人(親権者母)が署名押印
- (2) 家庭裁判所の審判書謄本

申 立 用 紙 の 入 手 方 法
(東 京 家 庭 裁 判 所 立 川 支 部 の 場 合)

◇インターネット

東京家庭裁判所ホームページ (<https://www.courts.go.jp/tokyo-f/index.html>) にアクセスし、
トップページ上部のバナー「裁判手続案内」>「申立て等で使う書式」>「家事審判の申立書」から、
「親子に関する審判の申立書」にある「子の氏の変更許可(15歳以上)」又は「子の氏の変更許可(15歳未満)」を印刷してください。

※記入方法は同ページの「書式記載例」を参考にしてください。

◇郵送での取り寄せ

次の①と②を同封のうえ、東京家庭裁判所立川支部まで送付してください。

①以下の記載のあるメモ用紙

- ・「子の氏の変更許可申立て(15歳未満用か15歳以上用かも明記) ●人分送付希望」※●は必要人数
- ・取り寄せを希望する方の住所、氏名、日中連絡がとれる電話番号(携帯可)

②返信用封筒(宛先に取り寄せを希望する方の氏名と住所を記載して、切手94円分を貼付してください。)

※封筒は、定型(長形3号。縦23.5cm×横12cm)をご用意ください。

送 付 先 及 び 問 い 合 わ せ 先

東京家庭裁判所立川支部家事訟廷事件係(家事受付)

〒190-8589 東京都立川市緑町10番地の4

TEL 042 (845) 0317

交通機関

※公共の交通機関を利用してください。

○多摩都市モノレール利用の場合

多摩都市モノレール「高松駅」下車、
徒歩約5分

○立川バス利用の場合

立川駅北口バス乗り場2番乗車、
裁判所前(下り)下車、徒歩約1分

○徒歩でお越しの場合

JR「立川駅」北口から約25分

